

令和 8 年度 事業 計画

健康保険、船員保険、厚生年金保険及び国民年金の被保険者（被保険者であった者を含む）及びその被扶養者（以下「被保険者等」という）の健康の増進及び福利の向上を図るとともに、社会保険制度の普及発展に資することを目的に次の事業を行う。

1. 制度振興事業

社会保険事務講習会を中心として、健康保険事務・年金保険事務・労働保険事務及びシニア向けなどに特化した講習会を開催する。

また、制度改正時には日本年金機構及び全国健康保険協会の意向を踏まえ、広報媒体等により改正内容の周知を図る。

- (1) 健康保険・厚生年金保険適用関係事務講習会 (5月 6会場)
- (2) 健康保険給付関係事務講習会 (7月 6会場)
- (3) 厚生年金保険・国民年金給付関係事務講習会 (9月 6会場)
- (4) 労働保険関係事務講習会 (11月 6会場)
- (5) シニアライフセミナー（兵庫県社会保険委員会連合会と共催）(1月2会場)
- (6) 年金制度説明会（日本年金機構と共催） (開催月は今後協議)
- (7) 制度周知冊子「社会保険の事務手続」の配付
(令和8年度版を広報誌「社会保険ひょうご」3・4月号に同封)
- (8) Web版「月刊社会保険」誌のホームページ「会員専用ページ」での提供
- (9) Web解説「社会保険・労働保険」のホームページ「会員専用ページ」での提供
- (10) 制度改正時の広報媒体等による周知 (随時)
- (11) 社会保険制度に関する優良図書の斡旋 (随時)

2. 広報事業

広報誌「社会保険ひょうご」を主な広報媒体として、日本年金機構及び全国健康保険協会と密接に連携を図り事業を展開する。

また、ホームページについては情報をより迅速に提供するための媒体として効果的な運用を行う。

- (1) 広報誌「社会保険ひょうご」の発行（年6回）
- (2) 社会保険事業・協会事業等の「ホームページ」への掲載（随時）
- (3) 協会事業の理解を深めるための年度版パンフレット「協会のごあんない」の作成・配付
- (4) その他必要に応じた適切な広報

3. 健康啓発事業

被保険者等に対し生活習慣病、メタボ予防をはじめとする健康への意識の向上を図るため、次の事業を実施する。

- (1) 広報誌、ホームページ等を活用し健康管理への啓発を行う（随時）
- (2) 全国健康保険協会が実施する生活習慣病予防健診及び特定健康診査の推進協力
- (3) メンタルヘルスセミナーの実施（全国健康保険協会と共催）
- (4) 健康増進、健康づくりの研修用DVDの貸し出し（年間）
- (5) 健康づくり疾病予防等の冊子、パンフレットの配付
（小冊子を作成し、広報誌「社会保険ひょうご」5・6月号に同封）
- (6) ボウリング大会の実施（10月～2月）
4支部合同大会、2支部大会の計6大会を開催
（支部合同大会）下線支部が令和8年度の主管支部
①尼崎・西宮 ②三宮・東灘 ③須磨・兵庫 ④明石・加古川
（支部大会）
①姫路 ②豊岡
- (7) 健康づくりカレンダーの作成配付（11月）

4. 福利厚生事業

被保険者等の福利厚生の充実を図る。実施に当たっては事業所及び被保険者等のニーズを把握のうえ、より充実した余暇活用を図る。

(1) 利用料等の補助事業

- ア. 海づり公園（平磯）・潮干狩り（新舞子）・ぶどう狩り（常盤・みとろ）
の入園料の補助
- イ. 海の家（竹野浜・新舞子）・日帰り温泉（よふど温泉）等の利用料補助
- ウ. 灘浜ガーデンバーデンプールの利用料の補助
- エ. 東京ディズニーリゾートコーポレートプログラムによる利用料の補助

(2) 利用料の割引制度事業

① 契約宿泊施設等

- ア. 城崎温泉 西村屋本館 外16施設
- イ. 湯村温泉 朝野家
- ウ. 赤穂温泉 銀波荘、潮彩きらら祥吉
- エ. 淡路島 淡路島海上ホテル、海月館
- オ. 浜坂温泉 浜坂温泉保養荘
- カ. 神戸舞子 シーサイドホテル「舞子ビラ神戸」
- キ. ホテル「北野プラザ六甲荘」（神戸市中央区）
- ク. 奥城崎シーサイドホテル（豊岡市竹野町）
- ケ. まきばの宿（美方郡新温泉町）
- コ. ホテル「MOGANA」（モガナ）（京都市中京区）
- サ. ホテル京都エミナス（京都市西京区）
- シ. まごころの宿 丸井旅館（和歌山県田辺市）
- ス. オーベルジュ サウステラス（和歌山県白浜町）
- セ. 玉造グランドホテル長生閣（島根県松江市）

② 全社連契約宿泊施設等

- ア. ダイワロイネットホテルズグループ（全国76施設）
- イ. MYSTAYS ホテル・亀の井ホテルグループ（全国179施設）
- ウ. HMI ホテルグループ（全国43施設）
- エ. 高輪・品川プリンスホテルグループ
品川プリンスホテル、グランドプリンスホテル高輪
グランドプリンスホテル新高輪、ザ・プリンスさくらタワー東京

- オ. プリンズホテル優待プラン
全国のプリンズホテル・スキー場・ゴルフ場等
- カ. 船員保険会（全国3施設）
鳴子やすらぎ荘（宮城県大崎市）、箱根嶺南荘（神奈川県足柄下郡）
やいづマリンパレス（静岡県焼津市）
- キ. 奈良パークホテル（奈良県奈良市）
- ク. 信貴山観光ホテル（奈良県生駒郡）
- ケ. 山水館 川湯みどりや・川湯まつや（和歌山県田辺市）
- コ. 南紀勝浦温泉 ホテル浦島、万清楼（和歌山県那智勝浦町）
- サ. 南紀すさみ温泉 ホテルベルヴェデーレ（和歌山県すさみ町）
- シ. 湯治のできる宿 しらさぎ、ホテル三楽荘（和歌山県白浜町）
- ス. SHIRAHAMA KEY TERRACE HOTEL SEAMORE（和歌山県白浜町）
- セ. 湯処 むろべ（和歌山県白浜町）
- ソ. ルポの森（福井県福井市）
- タ. 大平庵（福井県坂井市）
- チ. 八戸パークホテル グランドサンピア八戸（青森県八戸市）
- ツ. ニューグリーンピア津南（新潟県中魚沼郡）
- テ. ホテル神の湯温泉（山梨県甲斐市）
- ト. 湯多利の里「伊那華」、お宿「山翠」（長野県下伊那郡）
- ナ. いわき藤間温泉ホテル湊（かいり）（福島県いわき市）
- ニ. 湯けむりの里 柏屋（栃木県日光市）
- ヌ. クアアンドホテルグループ（4施設）

③ その他の契約施設等

- ア. 神戸ハーバーランド温泉「万葉倶楽部」
- イ. スポーツクラブ「ルネサンス」
- ウ. 神戸六甲ボウル
- エ. 淡路島・岩屋温泉「美湯松帆の郷」
- オ. 但馬高原植物園
- カ. ニッケ乗馬クラブ・クレイン加古川

- キ. 生駒山上遊園地
- ク. ナガシマスパーランド
- ケ. 関西サイクルスポーツセンター
- コ. 兵庫の秘湯 黒川温泉「美人の湯」
- サ. 日本スキー場開発グループ
- シ. 京都るり溪温泉
- ス. 朽木こがわ溪流センター
- セ. GABA マンツーマン英会話
- ソ. ジェームス山天然温泉「月の湯舟」
- タ. 24/7 ワークアウト (パーソナルジム)
- チ. ダイワサイクル
- ツ. 劇団四季公演の割引斡旋
- テ. 吉本新喜劇公演の割引斡旋
- ト. 神戸国際会館公演の割引斡旋
- ナ. 新歌舞伎座公演の割引斡旋
- ニ. 梅田芸術劇場公演の割引斡旋
- ヌ. 大相撲3月大阪場所の割引斡旋
- ネ. NTTジャパンラグビーリーグワンチケットの割引斡旋
- ノ. スプリングひよし
- ハ. 京都花鳥館

(3) その他事業

①家庭用常備薬等の割引斡旋 (年2回 9月・4月)

②業務災害補償制度

賠償補償と定額補償のダブル補償

5. 会員事業所拡充に向けた対策

(1) 直近の新規適用事業所に対し、年5回加入勧奨を行う。

(実施月：5月・7月・9月・11月・1月)

(2) 前年度に行った新規適用事業所への加入勧奨で未加入の事業所に対し、

再勧奨を行う。(実施月：5月)

- (3) 会員事業所の拡充に向けた新たな取組みとして、令和元年度に適用された約5,000事業所に対し加入勧奨を実施する。(実施月：7月)

6. 社会保険委員会との連携について

社会保険委員会事業の実施に対し協力連携を行い、社会保険事業の円滑な運営に寄与する。

- (1) 兵庫県社会保険委員会連合会、各社会保険委員会及び年金委員、健康保険委員の活動を助成する。
- (2) 年金委員及び健康保険委員の活動に必要な参考資料等を提供する。
(冊子「年金・健康保険委員必携」を社会保険委員会加入の各委員に配付)
- (3) 兵庫県社会保険委員会連合会と共催しシニアライフセミナーを実施する。
- (4) 年金委員及び健康保険委員の功労者表彰等に協力支援する。

7. 年金受給者協会への協力について

社会保険制度の元被保険者であった年金受給者等が組織し、年金受給者等の福利向上及び年金制度の普及発展を目的に活動している兵庫県年金受給者協会を支援し、共に社会保険事業の円滑な運営に寄与する。

なお、兵庫県年金受給者協会は令和8年度末を以って解散するため、協力支援は同年度末で終了する。

- (1) 年金受給者協会の事業実施にあたり、人的、物的な支援を行う。
- (2) 年金受給者協会の功労者表彰等に協力支援する。
- (3) 年金受給者協会の活動に必要な参考資料等を提供する。

8. 諸会議の開催

当協会事業の運営のため次の会議を開催する。

- (1) 理事会
- (2) 評議員会
- (3) 支部幹事会

9. 指導及び監査の実施

事業の円滑な運営を期するため税理士及び司法書士の指導を適宜受けることとする。特に税理士には、財政の健全化に重点を置き経理指導及び必要に応じ内部監査を受けることとする。

10. その他

社会保険協会事業の運営上必要な事項については、一般社団法人全国社会保険協会連合会及び近畿地区社会保険協会をはじめ全国の社会保険協会と協力連携し、円滑な運営に資することとする。